

中東危機による、さらなる物価高騰で追い詰められる 困窮子育て世帯 緊急対策要望書

公益財団法人 あすのば
認定特定非営利活動法人 キッズドア
特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
特定非営利活動法人 ひとり親家庭サポート団体全国協議会

今年 1 月から、このゴールデン・ウィークにかけて「生活苦」と報じられる子育て世帯の無理心中事件が全国各地で相次いでいます。そして、中東危機が、長引く物価などの高騰に追い打ちかけ、困窮子育て世帯はさらに追い詰められています。

こどもとその家族の命を守るために、以下の緊急対策を要望いたします。

ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

■「低所得子育て世帯生活支援特別給付金」の早急な実施

1. 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（＊）

※こどもの範囲は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこども（障害のあるこどもの場合は20歳未満）

2. 支給額 こども一人当たり一律5万円

※参考費用 1,551 億円（事業費 1485 億円、事務費 66 億円）「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（令和 5 年 3 月予備費）

■今月の「孤独・孤立対策強化月間」に合わせた政府広報や大臣メッセージ

※内閣府特別サイト <https://www.notalone-caa.go.jp/main-monthly/>

■すべての自治体で「断らない相談支援」の実施

※参考：神奈川県座間市の取り組み <https://www.moj.go.jp/content/001456207.pdf>

■すべての自治体で 8 月の「児童扶養手当の現況届提出時」のひとり親相談の実施

■すべての自治体での困窮子育て世帯への対策の取り組み状況の把握

※参考：重点支援地方交付金等による低所得の子育て世帯への給付金等の支援実績
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8b744e9f-60c0-456f-81dc-3c890439b187/e9394329/20260327_policies_economic-measures_06.pdf

■11 月の「全国ひとり親世帯等調査」に保護者の心理的状況などの把握を含めること

※参考：「令和 3 年 子供の生活状況調査」内閣府

<https://warp.ndl.go.jp/web/20230403094438/www8.caa.go.jp/kodomonohinkon/chousa/r03/pdf-index.html>

ひとり親、低所得子育て世帯臨時特別給付金表

年月	名称	対象と給付内容	財源	予算
2020 年 8 月	ひとり親世帯臨時特別給付金 https://warp.ndl.go.jp/web/20211104043134/ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17468.html	A) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 B) 公的年金等(※1)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 C) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方 基本給付 5 万円+子 1 人 3 万円 追加給付 5 万円	補正予算	1,365 億円
2020 年 12 月	ひとり親世帯臨時特別給付金(基本給付の再支給分) https://warp.ndl.go.jp/web/20211104043134/ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17468.html	1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円	令和 2 年度予備費	737 億円
2021 年	令和 3 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 https://warp.ndl.go.jp/web/20211101215541/ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18013.html	① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯) ② ①以外の令和 3 年度分の住民税均等割りが非課税の子育て世帯世帯 支給額 児童 1 人 5 万円	令和 3 年度(令和 2 年度からの繰り越し分)新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)	2,175 億円 (事業費 1,895 億円、事務費 280 億円)
2022 年	令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 https://warp.ndl.go.jp/web/20230403164429/ www.mhlw.go.jp	① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方 ③ 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和4年度分の住民税均等割りが非課税である方 支給額 児童 1 人 5 万円	令和 4 年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)	2,043 億円 (事業費1,889 億円、事務費154 億円) ※令和4年度新型コロナウイルス感

	hlw.go.jp/stf/new page_25614.html		金	染症セーフティ ネット強化 交付金
2023 年 3 月	低所得の子育て世 帯に対する子育て 世帯生活支援特別 給付金(令和5年3 月予備費分) https://www.cfa.g o.jp/policies/hitori -oya/tokubetsu- kyuufukin-outline	① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親 世帯) ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て 世帯(*) (その他低所得の子育て世帯) 支給額 児童1人 5万円	(令和5年 3月予備 費分)	1,551億円 (事業費1,4 85億円、事 務費66億 円)

生活福祉資金の特例貸付

緊急小口資金の特例貸付(囲み)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額 20万円以内

据置期間 1年以内

償還期限 2年以内

貸付利子・保証人 無利子・不要

申込み先 市区町村社会福祉協議会

総合支援資金(主に失業した人向け)

生活再建までの間に必要な生活費用

対象者 新型コロナウイルスの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となる

貸付上限額

- ・ (二人以上世帯)月 20万円以内
- ・ (単身世帯)月 15万円以内

貸付期間:原則 3月以内

据置期間 1年以内

償還期限 10年以内

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる取扱いとし、生活に困窮された方にきめ細かく配慮します。

貸付利子・保証人 無利子・不要

申込み先 市区町村社会福祉協議会